

平成31年度

事業計画書

自 2019年4月 1日  
至 2020年3月31日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

## はじめに

平成29年4月に関東貸切バス適正化センターが発足して3年目となる平成31年度は、毎年度1回の巡回指導業務へ移管するための節目となる。これまでの活動項目全般をPDCAサイクルによって点検、評価し、さらに今後予想される環境変化を考慮して、効率的で実効性があり、かつ公益財団法人に相応しい事業体制の確立と運営方策を進めていくこととする。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、貸切バス事業者の安全体制の確立と運輸安全に取り組む風土の醸成をより一層推進する。

### I 平成30年度事業計画の実績

- 1 巡回指導は、指導員の体制整備も徐々に整い概ね計画通りの実施が見込まれる。年度末には893営業所（センター：366、地方バス協会：527）を完了する見込みとなった。地方バス協会委託分も概ね計画通りと見込まれる。
- 2 負担金については、対象全事業者の98.0%が納付し、関東運輸局長への報告件数は7者にとどまり、概ね良好な納付状況であった。
- 3 旅客から寄せられる苦情・要望の受付件数は少ない状況であったが、調査を要する事案については、事業者に申告内容を伝え、事実関係を調査したうえで是正指導を行い、申告者に調査結果を報告した。
- 4 平成30年6月1日、内閣総理大臣より公益財団法人としての認定を受け、新たな一步を踏み出した。
- 5 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営する行為の防止を図るための啓発活動については、啓発メッセージを印字した紙コップ等を車内で旅客に配布できるように、センターが製作し巡回指導先の貸切バス事業者に配布することとした。
- 6 事業者及びバス協会からの当センターの活動については、信頼性が高まった等の評価が多くあったが、事業者の状況によって感じ方が様々となるため、主要な目的である「事業者が自ら安全管理に取り組む風土を醸成すること」を継続的に推進する。

### II これからの事業環境について

- 1 指導員は順調に堅実に拡充しているが、コストも増えているため、負担金を急激

に増大させない効率的な巡回方策を適正化センター・地方バス協会トータルで検討する必要が生じる。また、意識が高く安定した指導体制を築くために人事処遇についても考慮する必要がある。

- 2 貸切バス業界では、運輸安全マネジメント評価・貸切バス事業者安全性評価認定制度・センターの巡回指導など事業者の安全管理を徹底するための諸制度があり、巡回指導が毎年実施に移行すると、事業者の負荷感が増大する印象になることが予測される。このため、今のうちから、全体の整合性と関連性とを見える化し、今後調整していくことが望まれる。
- 3 今後、関連団体やマスコミなどから巡回指導のやり方や実施状況に問題提起がなされる可能性もあり、常に最善の方法を考えながら進化させていく必要がある。

### Ⅲ 平成31年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の環境認識を踏まえ、本年度は次のように展開する

- 1 巡回指導業務
  - (1) 上半期ではほぼ一巡、下半期は個別事業者巡回
  - (2) 下半期はPDCAを検証し平年度巡回プランを作成
  - (3) 適正化事業指導員の資質の維持、向上
- 2 負担金取扱業務
  - (1) 納付率の維持、向上
  - (2) コスト削減の努力
- 3 苦情処理業務  
旅客からの苦情・要望受付の適切な対応と適正な処理に努める
- 4 公益法人としての体制整備（組織・監査等）
  - (1) 公益法人として組織強化を図る
  - (2) 職員研修の実施
  - (3) 寄附金用途の確認と執行
- 5 啓発活動及び広報活動
  - (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動
  - (2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
  - (3) 貸切バス事業者の経営の適正化を促進するための啓発活動
- 6 当センターへの評価  
センターを取り巻く状況を把握し、良い評価、悪い評価ともその要因を分析した上で、将来の事業運営に繋げていくことが必要となる。

## 7 個別課題の検討

- (1) 業務委託制度の検討
- (2) センター、地方バス協会（バス協会同士含む）の指導の差異の有無の確認
- (3) 職員処遇制度の点検

この方針のもと、以下のとおり事業を展開する。

### 1 巡回指導業務

- (1) 巡回指導業務は、次年度から平年度化され原則1年に1回実施されることになる。特に本年度後半からをその助走年度と捉え、平年度化に向けた課題事項を検討しながら事業を確立していく。なお、適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会等との連携を図る。

本年度の巡回指導実施計画数は、次表のとおりとする。

巡回指導実施計画数

月	実施 営業所数 (カ所)	内 訳		実施地区
		センター分 (カ所)	地方バス協会 委託分 (カ所)	
4月	109	40	69	関東運輸局管内
5月	112	50	62	関東運輸局管内
6月	120	50	70	関東運輸局管内
7月	119	50	69	関東運輸局管内
8月	111	50	61	関東運輸局管内
9月	111	50	61	関東運輸局管内
10月	108	50	58	関東運輸局管内
11月	108	50	58	関東運輸局管内
12月	112	50	62	関東運輸局管内
1月	118	50	68	関東運輸局管内
2月	117	50	67	関東運輸局管内
3月	113	50	63	関東運輸局管内
計	1,358	590	768	

- (2) 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行にかかる資質の維持、向上を図る。
- (3) センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について、以下に掲げる団体へ委託する。
  - ・一般社団法人東京バス協会
  - ・一般社団法人神奈川県バス協会
  - ・一般社団法人千葉県バス協会
  - ・一般社団法人埼玉県バス協会

- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会
- ・独立行政法人自動車事故対策機構

なお、業務委託については、制度の再度検討を行い、内容を精査し、より効率的な方向性を模索していく。

## 2 負担金取扱業務

巡回指導業務体制の増強（適正化事業指導員の増員等）に伴い、より事業経費が増額するため、業界の適正化の進捗状況を見ながら、今後の巡回指導の進め方を含め、よりコンパクトで効率的な運営をすることにより、負担金水準の増加を極力減じるための努力をしていく。

## 3 苦情処理体制の整備

旅客から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、本年度も引き続き電話及びインターネットで受付し、受付内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

## 4 公益法人としての体制整備

- (1) 公益財団法人が果たすべき役割を認識しながら、さらなる組織体制の強化に努める。
- (2) 組織の体制強化に努めるため、職員を適宜研修等に参加させ資質の向上を図る。
- (3) 寄附金については、効果的に活用するものとする。

## 5 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動については、センターのホームページを活用するほか、適宜ポスター・チラシ等を作成し関係機関等と連携を図りながら、機会を捉えて行う。
- (2) 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するため、センターのホームページを活用するほか、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
- (3) 事業者が自律的に安全意識を高めていくため、また適正な経営を進めていくための自助努力を促す機会を検討する。

## 6 当センターへの評価

当センター発足から3年目を迎える本年度は、センターを取り巻く状況を把握

した上で貸切バス事業者及び地方バス協会等からの評価を分析、検討し社会、業界から信頼される存在になるためにセンター全員での研修等も実施し、さらに邁進していく。

#### 7 個別課題の検討

- (1) 現行の地方バス協会との業務委託制度について検証し、行政、センター、地方バス協会とで協議を重ねより効果的、効率的な方策を模索する。
- (2) センター、地方バス協会の指導の差異の有無を確認し、調整を図っていく。
- (3) 安定した巡回指導体制を築くために職員の処遇制度を検討する。